平成 17 年度事業計画書

村村東京都自動車整備振興会

自動車整備業界を取り巻く環境は、一連の法改正施行と規制緩和などにより大きく変化しつつある。特に、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において「自動車検査制度等の抜本的見直し」が盛り込まれ、自動車整備業界全体が「車検延長問題」によって大きく揺れ動いた。

また、平成 17 年から「自動車リサイクル法」が施行されたが、昨年はリサイクル 料金の預託、自動車重量税の還付制度をはじめ、使用済自動車の引取業者や解体業者 の登録等への対応に追われた年でもあった。

一方、政府の「公益法人制度に関する有識者会議」でまとめられた報告書に基づき 公益法人改革についての閣議決定が平成 16 年 12 月に行われ、平成 18 年の通常国会 において非営利法人創設法案が提出される予定となっており、公益法人のあり方も大 きく変わろうとしている。

これらの法制度をめぐる環境変化とあわせ、インターネットを利用した各種申請受付や情報提供をはじめとしたIT化の波は目まぐるしい変化で押し寄せ、自動車整備事業者にとってのIT導入は、好むと好まざるにかかわらず避けて通ることはできなくなった。その中の大きな課題でもある「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」については、平成17年12月から新車の新規登録(型式指定車)に限って開始されることとなり、当初予定されていた継続検査の手続きについては平成19年から20年にかけて段階的に行われることが発表され、自動車整備事業者にとっては新たなシステムにおける対応が求められている。

1.中期3ヵ年事業計画の推進(第3次年度)=3ヵ年共通事項=

このような環境変化から派生する諸問題に対応するため、業界団体としての事業基盤を確立することを目的に、平成 15 年を初年度とする「中期 3 ヵ年事業計画」を策定し、次に掲げる 3 つの大きな柱を基本方向として推進している。本年度はその最終年度(第 3 次年度)にあたる。

- 1.事業分野を「教育事業」と「情報サービス」に特化
- 2 . ユーザー向け「広報宣伝事業」を強化
- 3.「オアシス事業場の普及」と「相談指導事業の再編」

2. 法規税制対策事業(自動車整備事業をめぐる法規税制への対応)

「規制改革・民間開放推進会議」における「自動車検査制度の抜本的見直し」については、国民の経済的負担軽減のみに重点をおいて安全や環境が損なわれるような車検期間の延長議論には問題があることから、「法規税制対策事業」として要望活動やマスメディアによる広報活動を積極的に実施してきた。

また、平成 16 年 6 月には、改正道路交通法が公布され、その中の一つとして違法 駐車対策を強化することを目的に「放置違反金未納者に対しては、継続検査時におい て自動車検査証の返付をしないこととする」とされており、2 年以内の施行とされて いる。これにより車検手続きを行う整備事業者と放置違反金未納者との間にトラブル が生じることも懸念され、その対応が急がれているところである。

このような自動車整備事業をめぐる法規税制へ対応するため、中央団体の日整連・ 整商連との連携を強化し、要望活動を展開していくこととする。

《重点推進事項》

- 1.規制緩和による点検整備軽視風潮への対応
- 2. 法規税制に対応した情報、データの収集と分析

3.指定整備事業適正化対策

指定整備事業者の不正行為に対する行政処分が増加傾向にあり、憂慮される事態となってきていることから、指定整備事業者に対しては法令研修等、機会ある毎に法令 遵守についてお願いをしてきたところである。法令遵守は業界全体の大きな問題であ ることから、本年度は更に自動車分解整備事業の適正化を図っていくこととする。

《重点推進事項》

1.指定自動車整備事業適正化推進の充実

4.教育技術事業の拡大強化

高度化する自動車技術に対応するため、「一級自動車整備士教育」をはじめ、「自動車整備技術者認定資格制度の普及促進」等を通じて、自動車整備技術の向上対策を行ってきた。今年度においては「e ラーニング (インターネットによる学習)」等の新しい講習研修形態の研究、「自動車整備技能競技大会」等を通じて、更に整備技能のレベルアップをサポートしていく。

- 1.第10回自動車整備技能競技東京大会の開催
- 2.「電気回路の基礎と故障診断」研修会の開催
- 3.「2年点検整備の基礎と実務」研修会の開催

- 4.「eラーニング(インターネットによる学習)」の調査研究
- 5.マイカー点検教室開催
- 6.パソコン教室のニーズ対応
- 7. 一級自動車整備士養成カリキュラムの充実
- 8. 自動車整備技術者認定資格制度の普及

5. IT化の推進と会員(情報)サービスの拡大強化

自動車整備業界のIT化として、平成16年11月から本会の車検予約システムはインターネットを活用した「TOSS業務統合システム」に移行し、整備主任者法令研修や自動車検査員研修についてのインターネット予約受付も開始した。「自動車整備マニュアル」等情報の電子化に伴い、日整連の「FAINES」においても情報の拡充が行われている。

社会全体がIT化される時代に、業界はもとより個々の自動車整備事業者における IT対応は急務であるが、同時に蓄積される個人情報の取り扱いについて、平成 17 年4月から施行される「個人情報保護法」への対応も大きな課題である。

平成 19 年から 20 年にかけて段階的に実施されるワンストップサービスの稼動に伴い、日整連で導入を検討している「保安基準適合証情報管理システム(電子認証機関)」への構築協力と取得準備に努めていく。

また、環境問題への対応として「循環型社会の形成」や「環境保全」をより一層推進させるため、自動車の点検整備促進はもとより、使用済自動車の「電子マニフェストの確実な運用」「リサイクル・リビルド部品の自動車ユーザーへの使用促進」「環境に優しい自動車整備工場の顕彰制度」等、積極的な対応を図っていく。

平成 17 年 1 月から「自動車リサイクル法」が施行されたが、「リサイクル料金の預託」「自動車重量税の還付制度」が円滑に推進されるよう、リサイクル料金預託等の手続きを行う窓口の適切な運営に努めていく。

- 1.ワンストップサービスの導入に伴う「電子認証機関」の取得準備と研究
- 2. リサイクル料金預託関連業務の円滑推進
- 3.整備主任者研修、自動車検査員研修等のインターネットによる受付体制の充実
- 4.「ICカード(会員証)」の活用範囲の充実
- 5.会員事業場におけるIT導入アシスト
- 6.「環境に優しい事業場」の普及

- 7.「オアシス事業」の普及
- 8.整備士人材バンクの研究

6.組織運営対策

平成 17 年は、急激に変化する法制度や社会全体の電子化に対応し、厳しい経営環境から脱却していくべき努力が昨年にも増して強いられることとなることが予想される。また、公益法人制度改正への対応として、今後、新制度への円滑移行が求められていくこととなる。

本年度は「中期事業計画」の最終年度として、更なる事務局組織を健全合理化し、 収益確保のための事業展開を模索しつつも、振興会と商工組合が一体となった事務局 運営を確立する。

- 1.ワンストップサービスに対応する能率割会費等徴収方法及び会費のあり方の検討
- 2.組織運営の効率化、支部組織の統合・再編推進
- 3.委員会活動の活性化による諸施策の推進
- 4.事務局組織の一元化